

〔 4 〕 公害関係申請・苦情

4-1 指定事業所

神奈川県生活環境の保全等に関する条例は、平成9年10月17日に公布、平成10年4月1日から施行され、公害を生じさせるおそれのある作業（指定作業）を行う工場・事業所を指定事業所と規定し、その新設や施設等の変更に際しては、事前に県知事の許可を受けることとしています。

指定事業所に関する申請及び届出

申請または届出の種類	根拠条文
指定事業所の設置許可	3条1項
指定事業所の設置工事完了の届出	7条
指定事業所に係る事項の変更の許可等	8条1項～3項
指定事業所に係る事項の変更の届出	10条
地位の継承の届出	11条3項
指定事業所の廃止等の届出	12条
既に設置している指定事業所の届出（現況届）	15条2項
環境管理事業所の認定	18条1項
環境配慮推進事業所の登録	19条の2 1項
環境管理事業所に係る事項の変更の届出等	21条1、2項
化学物質の自主的な管理の状況の報告等	42条の3 1、2項
周辺環境配慮計画書	99条2、4項
周辺環境配慮報告書	100条
周辺環境配慮報告書の変更届	101条

※令和3年12月24日に事務処理の特例に関する条例を一部改正する条例（令和3年 神奈川県条例第87号）が公布され、令和4年4月1日から町村域における指定事業所の許認可等に係る経由事務が廃止されることになりました。

4-2 苦情件数

令和5年度に町へ寄せられた公害苦情の件数は24件でした。主な発生原因は大気汚染（野焼き）及び悪臭被害によるもので半数以上を占めています。しかし、これら苦情の多くは、個人の感覚によるものが含まれていることから、法律や条例で規制することが難しく、長期化する傾向にあります。

区分 年度	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
平成20年度	9	1	2	1	0	0	13
平成21年度	5	0	2	0	1	0	8
平成22年度	8	0	5	0	1	0	14
平成23年度	8	0	2	0	4	0	14
平成24年度	16	1	7	0	6	1	31
平成25年度	10	1	5	1	9	0	26
平成26年度	12	2	7	1	2	0	24
平成27年度	2	1	9	0	4	0	16
平成28年度	7	0	6	2	0	0	15
平成29年度	4	0	4	0	2	0	10
平成30年度	9	0	3	1	7	0	20
令和元年度	7	3	1	0	0	0	11
令和2年度	10	0	6	1	3	0	20
令和3年度	7	3	3	0	7	0	20
令和4年度	8	0	8	0	2	0	18
令和5年度	11	0	9	0	4	0	24

※平成24年度のその他は光害。

公害苦情理由

大 気 . . . 野焼きによる煙・ばいじん等

水 質 . . . 河川の汚濁・魚類のへい死等

騒 音 . . . 事業所作業・建築工事・犬の鳴き声等

振 動 . . . 建築工事・工業・事業所・道路等

悪 臭 . . . 事業所作業・浄化槽の臭い等

その他 . . . 光害等

廃棄物の野焼き（野外焼却）は、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）で原則禁止されています。